

諮 問 第 1 号
令和6年1月19日

世田谷区児童福祉審議会

委員長 松原 康雄 様

世田谷区長 保坂展人

児童福祉法第8条第2項（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

諮問事項

世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）の策定にあたっての考え方について

1 諮問事項（諮問第1号）

世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）の策定にあたっての考え方について

2 諮問理由

世田谷区では、令和2年4月に特別区初の児童相談所を開設し、家庭への養育支援から代替養育までを通した、一貫した社会的養育の体制整備に取り組んでいます。

一方で、区に寄せられる児童虐待相談及び対応件数は年々増加傾向にあり、児童虐待防止対策の一層の強化が求められています。

令和6年4月1日施行予定の改正児童福祉法においては、困難を抱える子育て世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、児童の意見聴取等の仕組みの整備、社会的養育経験者等に対する自立支援の強化、子育て世帯に対する包括的な支援の体制強化等が明記されました。

こうした中、令和3年4月に策定した「世田谷区社会的養育推進計画（令和3年度～令和11年度）」が令和6年度に中間年を迎えることから、これまでの取組み状況の評価検証を踏まえた、計画の中間見直しを行うことといたしました。

平成28年改正児童福祉法の理念に則り、子どもの権利が保障され、最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現に向け、施策の一層の充実に取り組むため、計画（中間見直し）の策定にあたっての考え方について諮問します。